

# 監理団体の業務の運営に関する規程

監理団体名 みえ熊野古道商工会

## 第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本会において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

## 第2 求人

- 1 本会は、技能実習に関する本会設立の趣旨に則るものに限り、本会会員からの申込みについてこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。また、本会の人的状況及び本事業の状況によっては、一時的に新規申込をお断りさせていただきます。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）
- 3 求人の申込みは、本会が用意する外国人技能実習生共同受入事業申込書又は、指定の求人票に明示してください。
- 4 求人受付に際して、費用は発生しません。

## 第3 求職

- 1 本会は、技能実習に関する本会設立の趣旨に則るもの限りとする。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。
- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又は、その代理人である外国の送出し機関（外国人技能実習事業に関する協定書の締結者をいう。）から求職の扱いのみとなります。

## 第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、団体監理型実習生等ごとの履歴書をお渡しします。その後、当会、団体監理型実習実施者等、送出し機関で実施する選考面接を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本会は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方（団体監理型実習実施者等）から監理費（外国人受入事業利用度割会費）を、外国人技能実習生共同受入事業協定書第11条9項①に基づき申し受けます。

## 第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第1号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を団体監理型実習実施者が負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じます。
- 9 本会内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

## 第6 監理責任者と外国人技能実習生共同受入事業責任者

- 1 本会の監理責任者は、統括の東 幸久です。
- 2 本会の外国人技能実習生共同受入事業責任者は、室長の長澤 浩です。
- 3 監理責任者及び外国人技能実習生共同受入事業責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
  - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
  - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
  - (3) 団体監理型技能実習生の保護
  - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
  - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
  - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

## 第7 監理費の徴収

- 1 監理費（外国人受入事業利用度割会費）は、団体監理型実習実施者へあらかじめ用途を明示した上で徴収します。
- 2 監理費（外国人受入事業利用度割会費）は、団体監理型実習実施者が外国人技能実習生共同受入事業を開始してから外国人技能実習生共同受入事業協定書第11条9項①に基づき申し受けます。その額は、団体監理型・外国人技能実習生共同受入事業の実施に要する費用（人件費も含む）の額を超えない額とします。
- 3 その他の当該事業に係る諸費用は、外国人技能実習事業に関する協定書第11条 費用負担1～8及び9の②に基づき申し受けます。その額は、技能実習の適正な費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

## 第8条 預かり金の徴収

- 1 技能実習生の保護として実習実施機関に於ける不測の事態により、外国人技能実習生共同受入事業の継続が困難に至った場合に備えて、技能実習生の給与の1か月分相当額及び帰国費用等に充当する預かり金を徴収する。
  - ① 預かり金は、受入れ技能実習生1人当たり100,000円とする。
  - ② 預かり金は、実習実施機関が外国人技能実習共同受入事業を終了した時は返金する。

## 第9 その他

- 1 本会は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 本会は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 3 本会は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

- 4 本会の取扱職種の範囲等は、外国人技能実習機構ホームページに掲載されている移行対象職種・作業かつ商工会々員事業所・企業の職種・作業に限ります。
- 5 本会の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本会の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は第6.1規上の者にお尋ねください。